令和8年11月2日
庁　議　資　料

風水害時におけるじ後対応業務計画

担当部	NO	項　　目	細部内容	開始時期、条件	編成・主担当	関係（連携）部署、機関	実施上の着意事項	H～H＋２４ｈ	～H＋４８ｈ	～H＋７２ｈ	～H＋１W	H＋１W～
事務局	1	市の体制検討	１災対本部縮小又は閉所	１　市民の生命・安全策を確立できたと認められた時 ２　避難者を含め、市民生活が平穏を取戻した時	本部	都災対本部、 対策実施機関	１　災対本部から復興本部移行の際の間隙防止 ２　都、市民、関係機関への周知	体制維持	体制縮小 →	→	→	
			２復興本部開所 （被害状況に応じて）		復興本部 市長、副市長、教育長、業務関係部、まちづくり推進課	都災対本部、 協定事業者等			復興準備室編成 →	→	復興本部 →	→
	2	市内被災状況の把握整理、復旧	人的、物的、ライフライン、通信等の被災状況を取りまとめて報告	台風通過後速やかに	各部	自衛隊、警察・消防・ライフライン事業者等 各施設の運営団体、事業者	被災状況により市としての対応を庁議（復興本部）で決定、指示	各部１名 →	→	→		
	3	市施設・財産の被災状況の把握	施設、資機器材、車両、備品（PC等）の被災状況を取りまとめて報告	台風通過後速やかに	本部 各部、事務局		被災状況により市としての対応を庁議（災対本部）で決定、指示	各部所定 →	→	→		
	4	災害窓口の設置	被災者が必要な各種手続き申請を一元的に案内	台風通過後１週間程度	２名編成 （各部のローテーション）	各部	１　市民への周知 ２　各種手続き、申請、相談を一元的に実施 ３　本庁舎２階総合案内と連携				各部混成２名 →	→
企画財政部	5	市民への情報発信	各部からの災害関連情報を整理して市民へ発信	被害状況把握後 及び 復興本部設置後	秘書広報室	各部、警察・消防・ライフライン事業者等	１　広報こまえ、ホームページ、ＳＮＳ、安心安全情報メール（安心安全課）等複数媒体で発信 ２　必要に応じて部内応援により対応 ３　多言語対応	平素の業務体制 →	→	→	→	→
	6	問い合わせ対応	市民等からの問い合わせ窓口、コールセンターを庁舎内に開設	台風通過後速やかに	秘書広報室	総務課（場所、回線確保）	１　対応方法（電話、メール）、開設期間、開設時間・曜日、開設場所（会議室）等を選定 ２　回答Q&Aの作成	秘書広報室２名 →	→	→	→	→
	7	マスコミ対応	取材対応、市長会見	被害状況把握後 及び 復興本部設置後	秘書広報室	安心安全課等の取材対象部署と連携	１　各部の応急復旧対応を優先するため、取材制限も含めて対応 ２　復興が長期となる場合、都度取材を抑制するため、定例会見を検討 ３　Ｑ＆Ａの作成	平素の業務体制 →	→	→	→	→
	8	平素の体制への復帰	平素業務、施設再開、会議、行事等の実施可否・規模等のまとめ	被害状況把握後 及び 復興本部設置後	政策室	各部	１　必要に応じ市民に周知 ２　災害対策と節調	平素の業務体制 →	→	→	→	→
	9	業務システムの継続対応	発災直後から引き続き復興時における各部の業務システムについて継続して稼働できるよう対応・対策を実施	台風通過後速やかに 又は 復興本部設置後	情報政策課	各部 庁内ネットワーク構築事業者 各業務システムベンダ	１　情報機器等の被害状況を確認し、市民生活に影響があるシステムの復旧（優先順位付け） ２　復興事業のために必要な業務システムの構築・変更等の支援 ３　情報機器などの被災状況を確認し、次の災害発生時に備え、予防措置を整理	平素の業務体制 →	→	→		
	10	要望提出	国、都等へ要望を提出	被害状況把握後 及び 復興本部設置後	秘書広報室、財政課等	各部、国、都	国、都との認識共有、事前調整	財政課２名 →	→	→	→	→
	11	災害救助法関係事務	国、都等へ要望を提出	被害状況把握後 及び 復興本部設置後	財政課	各部、国、都	被災状況を整理して国、都へ適用要請	財政課２名 →	→	→	→	→
	12	義援金	義援金募集	台風通過後１週間程度から受付開始 又は 復興本部設置後	財政課		１　義援金の受付に必要な口座情報や周知のためホームページ等で周知 ２　経験によることのない体制づくり ３　狛江市義援金配分委員会など、意思決定過程を整理					財政課３名 →
総務部	13	他自治体への応援要請	災害時相互応援協定自治体や対口支援自治体への応援要請	市のみで対応しきれないと判断した時	安心安全課	協定自治体、対口支援自治体	対口支援自治体は都へ要請	平素の業務体制 →	→	→	→	
	14	職員体制	各部における災対事後業務の平準化の調整	災対事後業務開始前	職員課	各部	各部の災対事後業務と平時業務の分量を勘案し、部内応援、部間応援を調整	職員課１名 →	→	→	→	→
	15	災害見舞金	災害見舞金、災害見舞特例金等の支給	概ね１か月以内から受付開始	安心安全課		１　手続マニュアルの作成 ２　ロゴフォーム等によるオンライン手続き ３　災害特例見舞金については規則の制定も含めて被害状況を見て要検討					安心安全課 ３名 →
	16	市民説明会	市民に対して、被災状況、市の対応、生活再建支援、給付金・見舞金等に関する説明会の開催	概ね１か月以内。２回程度（状況に応じて）	市長、総務部、環境部、事務局	説明内容に関連する各部	開催場所、説明内容、資料作成、広報					説明会の内容に応じた編成 →

担当部	NO	項　　目	細部内容	開始時期、条件	編成・主担当	関係（連携）部署、機関	実施上の着意事項	H～H＋２４ｈ	～H＋４８ｈ	～H＋７２ｈ	～H＋１W	H＋１W～
総務部	17	物資の貸出し	市の物資、資機器材の被災者への貸出し（ポンプ、発電機等）	台風通過後速やかに	総務部	協定事業者	場合によっては協定事業者から物資を調達	総務部１名 →	→	→	→	→
	18	自主防災組織関係	避難所運営協議会との意見交換会	概ね１か月以内	安心安全課	避難所運営協議会	各協議会と日程、検討内容等を事前に調整					総務部１名 →
	19	検討会	水害対応等に関する検討会開催	概ね３か月以内	検討会メンバー	近隣市	近隣市と日程、検討内容等の調整が必要					各部所定 →
	20	議会への報告	議会全員協議会で被害状況、市の対応、今後等について説明	１か月以内	安心安全課	議会事務局	協議会前後の個別の問合せ等に関しては議会事務局を通じて対応					安心安全課２名 →
市民部	21	減免	証明等手数料の免除	１　罹災証明書又は被災届出受理証明書交付後 ２　罹災証明書又は被災届出受理証明書の持参	市民課 窓口業務支援委託事業者	課税課、納税課	１　罹災証明等と同様に証明書等の申請件数が著しく増加した場合には、応援職員や従事者の増員が必要 ２　罹災証明を発行する課税課が、通常の税証明等の発行の可否を判断					市民課２名 →
			住民税、固定資産税等の減免	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	課税課	納税課	罹災証明の発行				課税課３名 →	→
			納税の猶予	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	納税課	課税課 保険年金課	１　市民への周知 ２　納期限延長の検討				納税課２名 →	→
	22	生活再建・生活支援等	被災者に対する炊き出し等	発災後３日程度	納税課 各部で増員	健康推進課 社会福祉協議会 医師会 保健所	１　避難所と要領、規模等調整 ２　他部署に職員応援を要請 ３　ボランティアの活用 ４　感染症対策の基本的な理解 ５　衛生を保った避難所運営 ６　救援物資の適切な保管			納税課２名 →	→	→
	23	罹災証明書 被災届出受理証明書	受付準備 受付場所開設 周知 受付	発災後１週間以内	課税課	総務課（受付場所確保） 施設所管課	１　入口ロビー等に専門の窓口を開設 ２　整理券の配布や待機場所設置等による混乱防止 ３　状況により職員が各宅へ出向き、罹災証明書の発行に特化した外部集中発行を実施				課税課主体９名 →	→
			家屋・住家被害認定調査 （罹災証明書のみ）	申請受付後随時	１　２名／班で６班体制 ２　データ入力に３名 ３　課税課主体で他部から増員	各部	１　申請ベースでの調査 ２　状況により被害地域の全棟調査					調査 課税課主体12名 → データ入力３名
			証明書の交付	罹災証明書は調査完了後 被災届出受理証明書は処理完了後	課税課 他自治体応援職員	総務課（交付場所確保） 施設所管課	証明書の交付を受けることの必要性や交付にかかる諸条件を周知					課税課主体５名 →
	24	減免	国民健康保険税及び一部負担金の減免	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	**保険年金課**	課税課、納税課、国民健康保険連合会	１　市民へ周知 ２　罹災証明書の発行					保険年金課１名 →
			後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免申請の受付	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	**保険年金課**	課税課、後期高齢者医療広域連合						保険年金課１名 →
			国民年金保険料の免除申請の受付	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	**保険年金課**	課税課、日本年金機構						保険年金課１名 →
地域文化スポーツ部	25	物資の支給	支給物資（食料、飲料、生活品）の①受入れ②配給	被災後３日目以降	**産業振興課**	協定事業者、寄附者等	１　物資の保管場所の確保 （体育館等） ２　配分方法の調整 （自治体、自主防、社協等）			受付：２名 配給場所：２名	→	→
	26	事業再建	市内商工業者の被災状況の調査	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	**産業振興課**	商工会	再建のための補助金等の検討	地域活性課２名 →	→			
			市内農業者の被災状況の調査	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	**産業振興課**	JAマインズ狛江支店	再建のための補助金等の検討	地域活性課２名 →	→			
福祉保健部	27	減免	介護保険料及び介護サービス費等の利用料の減免	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	高齢障がい課	課税課、介護サービス事業者等						高齢障がい課 ２名 →
			障害福祉サービス、児童福祉通所等の利用者負担額の減免	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	福祉相談課	課税課、障害福祉サービス事業者等						福祉相談課２名 →

担当部	NO	項　　目	細部内容	開始時期、条件	編成・主担当	関係（連携）部署、機関	実施上の着意事項	H～H＋２４h	～H＋４８h	～H＋７２h	～H＋１W	H＋１W～
福祉保健部	28	ボランティア関係	狛江市災害ボランティアセンター開設	発災後72時間以内	狛江社協災害対策部（会長、副会長、常務理事、事務局長） 総務班６名 ニーズ受付班５名 ボランティア受付班５名 マッチング班５名 送り出し班５名 資器材班２名 活動報告班３名	福祉政策課 東京都社会福祉協議会 北多摩南部ブロック社会福祉協議会	1　市内の状況把握 2　開設状況の情報発信 3　被災者のニーズ把握・受付 4　ボランティアの募集・受付 5　被災者ニーズとボランティアの調整 6　関係機関との調整 7　通常業務の継続とボランティアセンター業務の調整を考慮			社協31名 →		
	29	生活再建・生活支援等	災害援護資金の貸付け	災害救助法の適用確認後	福祉政策課	都福祉局生活福祉部企画課災害援護担当	1　災害救助法の適用確認 2　市民への周知 （対象、要件、国・都制度との関係等）					福祉政策課１名 →
			被災者生活支援再建制度（支給）	国制度（被災者生活再建支援法）又は都制度の適用確認後	福祉政策課	都福祉局生活福祉部企画課災害援護担当	1　国制度（被災者生活再建支援法）又は都制度の適用確認 2　市民への周知（対象、支給上限額等）					福祉政策課１名 →
			消毒費用の助成	住宅家屋床上浸水発生助成申請受付	健康推進課 （当初の間は課全員）	罹災証明書発行担当部署 住宅応急修理助成担当部署 都、多摩府中保健所 多摩建物環境協働組合	1　居住スペース床上浸水が条件（事業所、駐車場、倉庫等は対象外） 2　浸水地域居住者へ助成制度を　個別周知 3　自ら消毒する市民へ消毒方法を周知（厚労省、都、保健所ホームページへのリンク）					健康推進課２名 →
	30	避難生活	福祉避難所の運営・閉鎖	降雨終了・水位の低下 自宅に戻れない者の数等により閉鎖判断	福祉保健部 業務関係課 福祉政策課（人員数は開設福祉避難所数により変化）	福祉避難所職員 避難支援等関係者	1　福祉避難所避難者数の把握 2　避難行動要支援者の自宅の被災状況の把握 3　市民、避難支援等関係者への周知	福祉保健部 １カ所２名 →				
子ども家庭部	31	各種手当等	児童手当、児童扶養手当等各種手当	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	子ども若者政策課	子ども若者政策課	被災者に対して申請の猶予措置等を検討					子ども若者政策課 ３名 →
			医療費助成制度	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	子ども若者政策課	子ども若者政策課、医療機関	被災により保険証のない方に対しても償還払い可能					子ども若者政策課 １名 →
	32	減免	保育料	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	児童育成課	児童育成課	1　市民へ周知 2　被災者に対して、利用者負担額等の減免を検討					児童育成課１名 →
			児童発達支援センター利用料、学童クラブ育成料等	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	児童育成課、 子ども発達支援課	児童育成課、子ども発達支援課	1　市民へ周知 2　保育料の減免と同様の対応を検討					児童育成課１名 子ども発達支援課 １名 →
			こどもクラブ育成料補填	避難者を含め、市民生活が平穏を取り戻した時	児童育成課	児童育成課、民設学童クラブ事業者	1　市民へ周知 2　保育料の減免と同様の対応を検討 3　こどもクラブは直接徴収なので減免分を施設に補填					児童育成課１名 →
	33	生活再建・生活支援等	保育園定員弾力化	保育施設再開後、必要に応じて対応	児童育成課	児童育成課	被災者から保育施設入所希望がある場合に利用定員の弾力化を検討					児童育成課１名 →
環境部	34	現場活動	公園樹木及び施設の点検	台風通過後、風雨が弱まった頃	環境政策課 緑水会	都市建設部 協定事業者等	1　市民、関係機関への周知、情報提供 2　編成員の恒常業務との節調を考慮	環境政策課５名 →				
			集水ます等側溝の清掃	降雨終了後	加藤商事等管路管理業者	都市建設部 協定事業者等 北多摩南部建設事務所	市民、関係機関への周知、情報提供	平素の業務体制 →				
			排水樋管を含む下水道本管等が使用できるか否か等の施設確認	台風通過後速やかに	下水道課及び加藤商事等管路管理業者	協定事業者等	市民、関係機関への周知、情報提供	下水道課３名 →				
			浸水区域の浸水深等確認	台風通過後速やかに	下水道課 測量会社	都市建設部	1　市民、関係機関への周知、情報提供 2　罹災調査との調整		平素の業務体制 →			

担当部	NO	項　　目	細部内容	開始時期、条件	編成・主担当	関係（連携）部署、機関	実施上の着意事項	H～H＋２４h	～H＋４８h	～H＋７２h	～H＋１W	H＋１W～
環境部	35	ごみ処理	廃棄物分別方法及び戸別収集の決定	台風通過後速やかに	清掃課	本部、都市建設部	市民、関係機関への周知、情報提供	清掃課６名 →	→	→	→	→
			「災害ごみ」と表示された透明・半透明のごみ袋のごみは、袋数の制限なく収集	台風通過後速やかに	清掃課 加藤商事、髙橋商事	本部、都市建設部、多摩川衛生組合	1　市民、関係機関への周知、情報提供 2　特例処置による収集であるが、分別区分は平時と同様	清掃課２名 →	→	→	→	→
			「粗大系災害ごみ」の収集方針決定及び収集	台風通過後速やかに	清掃課 加藤商事	本部、都市建設部、多摩川衛生組合	1　市民、関係機関への周知、情報提供 2　特例措置による収集	清掃課２名 →	→	→	→	→
	36	減免	下水道使用料の減免	発災後1か月以内 （東京都水道局と調整）	下水道課	災対市民生活部	1　被害状況により特例措置を検討 2　罹災証明との調整 3　市民、関係機関への周知、情報提供					下水道課２名 →
	37	浸水原因の究明	浸水シミュレーションを使用して調査	台風通過後速やかに （浸水深、降雨量、河川水位の情報が必要）	下水道課 水コンサルタント	京浜河川事務所	市民、関係機関への周知、情報提供		平素の業務体制	→	→	→
都市建設部	38	現場活動	浸水区域等の巡回、確認（浸水深、土砂の状況等）等の市内被害状況調査	台風通過後速やかに	1　３名/班で３班体制 2　道路交通課まちづくり推進課整備課で各１班ずつ	都市建設部	警察、災対本部、地元市民との情報共有	道路交通課３名 まちづくり推進課３名 整備課３名 →	→			
			市道浸水箇所の通行止め、解除等の交通規制	浸水区域発覚後から復旧段階	1　現場１か所に３名以上 2　道路交通課 3　道路交通課を主に、他課から増員	都市建設部 警察 道路管理者（都、調布市、世田谷区）	警察との連携、情報共有	連絡調整：道路交通課２名 → 現場：１カ所につき道路交通課が主体で３名	→			
	39	道路啓開の協力要請	通行困難な箇所の土砂等除却	台風通過直後、被災状況により判断	道路交通課	自衛隊 狛江市建設業協会(加盟会社) 都市建設部	自衛隊、狛江市建設業協会（加盟会社）等の役割分担の明確化	道路交通課２名 →	→	→	→	→
	40	自衛隊等の復旧活動への協力作業	堆積した土砂等の除却活動中の交通誘導	台風通過後 土砂等の堆積で通行が困難な箇所	1　自衛隊との連絡調整 2　交通規制１か所に３名以上 3　道路交通課を主に、他課から増員	自衛隊 都市建設部	自衛隊、市職員の役割分担の明確化	連絡調整：道路交通課２名 現場：道路交通課主体に１カ所３名 →	→	→	→	→
	41	住宅の修繕補助	（国補助） 半壊、準半壊の家屋　罹災証明書が必要	災害対策本部解散後 （復興中期） （罹災証明発行後）	まちづくり事業課（被害規模により要調整）	都市建設部 都	（国補助） 要綱制定を要しない。災害救助法の適用が必要					まちづくり事業課２名 →
			（都補助） 上記、国補助対象外の家屋が対象				（都補助） 補助要綱（時限）制定を要する。					
教育部	42	避難所運営	1　避難所の運営 2　避難所継続、統合・縮小、閉所の判断	避難者数に応じて統合・閉鎖	３名／避難所	本部、避難所運営協議会	1　可能な限り、男性、女性職員を混ぜて配置 2　可能な限り各避難所に１名管理職を配置	各避難所3名基準 →	→			
			避難所の閉鎖		教育部	避難所運営協議会	1　避難対応職員及び避難者に対する周知 2　体調不良者等への配慮			５名 →	→	
議会事務局	43	市議会議員災害対策連絡会	市議会議員の被災状況の確認、被害状況、その他必要な情報の議会への提供	台風通過後速やかに	全市議会議員、議会事務局職員	災対本部	1　市議会議員災害対策連絡会と災害対策本部の連携 2　連絡会で情報を集約（議員の単独行動を牽制）	議会事務局１名 →	→			
	44	議会等の開催	会期の延長、臨時議会等の開催等の調整	会期の日程による	全市議会議員、議会事務局職員	理事者	告示の必要性検討 （緊急性等を考慮）	会期の日程による				

※１　被災に係る各種手続き、申請、相談については、一元的に対応するための窓口を各部合同で設置して対応

※２　本計画の前提を超える被害の発生に際しては、「狛江市業務継続計画（震災編）」もあわせて参考にし、業務を実施